

平成21年(三)第49号 貸金仮払仮処分命令中立事件

債権者：久木野 憲司

債務者：長崎県公立大学法人

準備書面(1)

平成22年1月29日

長崎地方裁判所 御中

債務者訴訟代理人弁護士 福田 浩 久

同 木 下 健太郎

第1 第1準備書面に対する反論

[Redacted]

1 債権者の財産及び収入

(1) [Redacted]

う原則があり、かつ、各年度に本人に交付した「兼業従事許可書」においても、「勤務時間の割り振り 要」、「※やむを得ず、勤務時間内に上記団体業務に従事する場合には、勤務時間の振り替え申請が必要である。」と明示している（乙第3号証の1ないし4）。さらに、債務者は許可書を交付する際や折に触れて、職員から債権者本人に対して、勤務振り替えの必要性や服務関係手続きの徹底を行うよう、指導してきている。

かかる前提を無視して、県や債務者が、「上記兼業許可の形式に拘泥することなく勤務時間等については柔軟に対応するとの説明をした。」ことは無いし、そのようなことを発言することはあり得ないものである。

- ウ 債務者が債権者を停職6月の懲戒処分（以下、「本件処分」という。）に処したのは、債権者が兼業従事許可違反をしている可能性があることを債務者が認識したため、自らが調査を行い、自らの判断で本件処分を行ったものである。
- エ 債務者が債権者を本件処分に処した際には、裁判所からの仮処分命令は発令されておらず（その後債権者は申立を取り下げている）、債務者が本件処分を下したことに何ら違法性はない。なお、債権者は、別訴においてこのことを理由とする損害賠償請求をしているが、独自の見解に基づく不当な請求であることは明らかである。

(2) 同(2)について

冒頭部につき、債務者が平成21年8月31日夕刻に債権者に対し、「兼業従事許可等に関する事実確認について」と題する文書を交付したこと、その文書の記載内容は認め、その余の主張は争う。

そもそも、この調査は、懲戒対象となっている教員に対し、何らかの権利保障を与えたものではない。債務者の懲戒等に関する規程（疎甲第1号証）の第4条の規定を見れば分かるとおおり、教員の懲戒処分を行う際には、調査委員会を設置して調査を行うことが必要であり、その調査委員会は、対象となる教員から事情を聴取するものとしている。

この規定の趣旨は、教員の懲戒処分を行う際には、慎重を期すために調査委員会を設置することと、調査委員会が調査の際には対象教員から事情聴取をすることを求めているのであり、その事情聴取の手続方法は調査委員会の裁量に委ねられているのである。

この事情聴取に際しては、債務者は、債権者本人に事前に債権者の9月1日の都合を確認した上で、文書（乙第5号証）を手渡している。そして、この文書にも、「兼業従事許可等に関する事実確認について」と明示している。さらに、債務者は債権者に対し、平成21年5月15日以降、「記録等の提出について」と題し、債権者の「勤務実態について正確に把握する必要」があるためと明示したうえで、「提出を求める記録等」を具体的に列挙して当該記録等の提出を3度にわたって求めている（乙第6, 7, 8号証）。

以上の事実を前提とするならば、債務者が債権者に対して説明を求めた事項は、本来的に債権者が最も良く知っていることであり特に準備は必要ないし、何の説明を求めるかについても当然に理解できる内容である。

7 同A及びBの主張は争う。

前述のとおり、債権者は、債務者が何を確認したがっていたかについては十分に理解できていたはずであるし、債権者自身が最も詳しく知っている過去の勤務実態についての確認である。また、債権者として、その場で回答できないこと等があるならばその旨を告げて主張等を後日補充すれば良いだけのことである。しかし、債権者は、調査委員会の調査に対し、事実関係について必要な説明をし（乙第9号証）、特に事実関係についてさらに追加的に主張したいとの要望等は無かったし、後日、説明した事実関係についての訂正の要求等もなかった。

イ 同ウ中、債務者が北爪宏明弁護士の同席を拒否したことは認めるが、その余の主張は争う。債権者は、本件手続において、弁護士を同席させる法的権利は有しておらず、何ら権利侵害はされていない。

債務者が、北爪弁護士の同席をお断りしたのは、この事情聴取が大学

学内組織での手続きによるものであり、「事実」の確認を行うためのものであり、債権者本人が出席して質問に答えることが可能だからである。かかる観点から、債務者の調査委員会も、既にこの時点で相談していた債務者代理人らもあえて同席させていない。

ウ 同E中、メールの存在は認め、その余の主張は否認して争う。

先ず、債務者は、就業規則等の学内規程については、学内専用ホームページに掲載しており、教職員はいつでも閲覧できるように公開している。このことは、債権者を含む職員全員に以前から説明している。なお、現行の「就業規則」については、平成21年8月31日に債務者の職員が債権者に手交している。債権者が、手交した「就業規則」を本メールに添付し、債務者職員に送付していることでも明らかである。

また、債権者から本メールにて要望のあった「就業規則」の2回の改正内容については、「就業規則の一部改正に係る新旧対照表」2枚を、債務者の職員2名が平成21年9月1日午前11時50分頃に債権者の研究室に向いて手交するとともに改正内容を説明している。この新旧対照表は、債権者自身が疎甲第1号証として提出しており、債権者が交付を受けていることは明らかである。

さらに、「法人化前の県立大学の就業規則に当該委員会の設置根拠となる規則があるのでしたら（無ければその旨を連絡下さい）その文書についても頂きたい」と記載されている点についても、同じ時に、「法人化前には「就業規則」はなく、服務等については条例や規則などで定まっている」ことを説明した。そして、翌2日には、再度債務者の職員が、債権者の研究室に向いて、法人化前の「営利企業」従事に関する規程として、県の「営利企業等の従事制限に関する規則」を手交した。その際に手交した文書を、債権者自身が疎甲第81号証として提出している。従って、提供しなかったとの債権者の主張は事実ではない。

エ 同Fは否認して争う。

すべて債権者の憶測による主張でしかない。すべての委員は状況や問

題点を十分に把握した上で調査にあたっていた。

また、この日の事情聴取は、約1時間20分にわたって行われており、単なる世間話ではないことは議事録から明らかである（乙第9号証）。

さらに、債権者が「関係資料を送付」したと有る点について言えば、債権者が調査委員会の委員らが求めもしていないにも拘わらず、調査委員会委員のうち3名の委員（教員）に対し、一方的にメールで資料を送信したものにすぎない。しかも、その資料とは、委員全員が内容を承知している資料（乙第7, 8, 15～18号証）であり、全く意味はなかった。

また、全委員で調査結果やこの日の事情聴取も考慮し、報告書を作成している。

平成21年9月1日に行われた事情聴取は、債務者の懲戒に関する規程において要求されているものとして「不存在」等ではないことは明らかである。

(3) 同(3)について

ア 同アは、否認して争う。

原告は、平成17年4月1日に施行された、長崎県（以下、「県」とする。）の「長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例」（平成17年長崎県条例第5号）に基づき、その身分が県から被告に引き継がれている。被告の法人化前には、県の主催で法人化関係制度説明会を行い、労働条件の変更等につき説明をしている。その後、同年4月21日付で、被告事務局から原告を含む各職員に「労働条件通知書」を配布している。以上のとおり、原告被告間の労働契約は、条例に基づいて成立しているし、その内容は職員に対しても適正に説明されている。

前述のとおり、債務者は、条例に基づき債務者教員らの雇用契約を承継しており、労働条件の変更についても通知をしている。

債務者の懲戒処分に関する手続は、債務者の諸規程に基づいて適正に行われれば足るものであり、現時点では、県の公務員に対する懲戒処

分とは無関係である（乙第 19 号証，同第 20 号証）。

イ 同イは争う。

一般論については認否しないが，債権者の「慎重な手続」との評価は争う。

ウ 同ウは否認して争う。

一般論については認否しない。

債権者の，規程第 6 条に関する解釈については争う。

規程第 6 条第 2 項にあるとおり，懲戒処分の要否等について審議を行うこととされており，具体的な懲戒処分の内容を定めるものではなく，実際の処分は，規程第 8 条に従い理事長が行うものである。また，いかなる処分をするかは理事長が行うが，その際には弁明の内容も当然考慮されるのであるから，弁明手続き前に処分内容を決定することは相当ではないし，可能でもない。従って，予定処分内容を弁明手続の際に告知することはそもそも規程上予定していないし，不可能である。さらに，被処分者側からしても，懲戒の事由ならいざしらず，処分を受けることが予想される処分内容により弁明の内容が変わることは考えられないのであるから，実質的に見ても何ら不利益はない。

債務者による，弁明機会の付与の通知（疎甲第 78 号証）の中で，懲戒事由の内容については，「貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反に対する懲戒の要否」として明示しており，これにより，債権者は，この 2 つの懲戒対象事由の事実関係についての弁明及び情状関係についての弁明を充分になし得るのであるから，債務者の手続に何らの瑕疵がないことは明らかである。

エ 同エは否認して争う。

債務者の懲戒処分は，債務者の規程に従ってなされるべきものである。また，債務者の法人化の際には，労働関係が適法に承継され，債権者には債務者規程が適用されることは前述のとおりである（乙第 19 号証，乙第 20 号証）。

また，債権者も認めるとおり，長崎県行政手続条例は，公務員の職務

又は身分に関してされる処分については適用されない（同条例第7条第3号）のであり、本条例を本件に適用したり、類推適用することは明らかに不当である。

オ 同カは否認して争う。

調査委員会は「報告」義務はあるが、「報告書作成」義務はない。従って、債権者に報告書を閲覧する権利が無いことは明らかである。

カ 同キは否認して争う。

債権者の主張は、為にする議論でしかない。「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について」と題する書面（疎甲第78号証）の内容を見れば、債権者の懲戒対象事由が何であるかは極めて明確になっていることが理解できる。

中国渡航に係る115日（の欠勤）、国内出張に係る208日（の欠勤）、「それ以外に60日がある」ことを明確に示している。これらの合計が383日であることは容易に分かることである。また、同文書を普通に読めば、兼業従事許可違反及び無断欠勤のいずれもが懲戒の対象と考えられていることも明白である。同文書には、勤務時間の振替手続が行われていないことも記載されているのであるから、振替表を提出していないことが問題となっていることも容易に分かるはずである。

なお、383日という合計日数は、債権者の破産事件の破産管財人に確認して適法に取得したパイオラボ社の出張伺いや復命書等により算定したものである（乙第22号証）

(4) 同(4)は否認して争う。

本件は、弁明手続であり、事情聴取を目的としたものではないから、債権者に対し質問されることが想定された手続ではない。また、弁明は、書面または口頭により与えることと規定されている（疎甲第1号証、第6条3項）。

債務者は、債権者本人により口頭の弁明を受けたし、提出された弁明書（疎甲第79号証）を受理して内容を検討している。債務者は、債権者に対し、約1時間程度の弁明の時間を与えることを通知していたが、

債権者自身が約 35 分間で弁明を打ち切っている。

債権者は、債務者が問題としている事実関係（疎甲 78 号証に明記）についての認否ないし説明及びその他情状等の事情等につき充分に弁明する機会を与えられており、本件処分の手続には何ら瑕疵はない（乙第 23 号証の 1, 2）。

また、債権者が懲戒事由を十分に理解できたはずであることは前述のとおりである。

(5) 同 (5) は否認して争う。

債権者の主張は、要するに、仮の地位を定める仮処分を申立さえすれば、その申立の相手方はその決定が出るまでは、裁判所の仮処分命令が無いにも関わらず、事実上その仮処分において債権者が求めている内容に従わなければならないという主張である。かかる主張が荒唐無稽であることは明らかであり、債務者は既に別訴において詳細に反論したところである（乙第 21 号証）。

なお、債権者は、債務者が無法に懲戒処分書を手交したと主張しているので、事実関係を記しておく。

債務者は、債権者に対し、懲戒処分書を直接手渡すべく、平成 21 年 9 月 14 日に、9 月 15 日 9 時 30 分に学内の応接室へ出頭するよう命じていた。

債権者は、当日、9 時 25 分ころまでは大学内にいたが、あえて債務者の命令を無視し、債務者が指定した時間の直前になり勝手に学外へ退出した。

債権者がかかる対応をとったため、債務者としては、やむをえず代理人の事務所で代理人に懲戒処分書を手交することとなった。代理人の所属する弁護士事務所を訪問した際、受付にて代理人が打ち合わせ中との説明は受けたが、「1 分でも良いから」と面会を求めたところ、代理人自らが面会に応じて受付まで出てきたものであり、代理人への懲戒処分書の手交は平穩に行われている。

(6) 同 (6) は争う。

2 第1の2について

(1) 同(1)について

ア 同アについて

① 同①につき、記載内容は認める。

通知書説明書では、兼業従事許可等の申請及び許可の「概要」を示している。すなわち、平成15年10月17日から平成17年3月31日までの営利企業等従事許可と、法人化後の平成17年4月1日から平成20年11月30日までの兼業従事許可の申請と許可の概要をまとめて記載したものである。これらは、いずれも勤務時間外の兼業従事を前提としている。

② 同②は否認して争う。

そもそも債権者が、大学の勤務時間外での兼業従事を前提とした兼業従事申請を行ったものであり、県及び債務者は、その申請の範囲内で許可したものであるから、債権者はその許可の条件を遵守する義務があることは当然である。しかも、債務者において、許可条件を遵守することを当然の前提として指導等をしていたのは、前記第2の(1)イ記載のとおりである。県及び債務者において、債権者の兼業従事許可違反を明示的にも黙示的にも承認したことは一切無い。

債務者は、債権者がバイオラボの中でどのような経済行為をしていたのかについては、具体的には把握していない。しかし、債権者が、時間外でのみバイオラボの業務に従事するとし、その条件で許可したのであるから、バイオラボがどのような状況であろうが、債権者がこれを遵守するのは当然である。

債権者の主張は、単なる「開き直り」にすぎない。

③ 同③は否認して争う。

債権者の主張は理解が困難である。

債権者は、そもそも勤務時間中の兼業は認められていないのであるから、勤務の振り替えを行わなかった場合、勤務時間中に行った兼業

業務についてはその全ての時間が欠勤に当たる。債権者が主張するように、3時間を超えた時間だけが無断欠勤となるものではない。

このような欠勤した時間の存する日が、合計すると383日あるということである。

- ④ 同④は否認して争う。

上記③において主張したとおりである。

- ⑤ 同⑤は否認して争う。

許可条件や時間外勤務についての債務者の基本的な主張は、上記③のとおりである。

債務者においては他の教員は兼業従事により必要がある場合には勤務時間の振替申請を行っており、債務者においては規定に基づいて振替制度はきちんと適用されている。実際、教員が県や市町の各種委員会等の委員等の業務に従事したり、医師である教員が勤務時間内において医療機関での医療行為に従事する場合等には、勤務時間の振替申請を行っている。債権者が主張するように、「事務体制はとられてこなかった」という事実はない。しかるに、債権者はその手続・ルールを無視していたのである。

本来、振替申請は、事前に行うものである。しかし、債権者は、事後的にはあるが、平成20年7月には、同年1月から6月分の、同年12月には、同年7月から12月分の、「勤務時間の割振り状況報告書」を提出している。このような報告書には何の意味もないが、債権者自身、振り替え手続が必要であることを認識していたことを裏付けている。

債務者は、平成17年度当初の兼業許可の時点から、振替手続を文書に明示してこれを行うことを求めており、長崎県議会における審議とは何ら関係ない。

- イ 同イにつき、規則の内容は認め、その余は否認して争う。

繰り返しになるが、法人化前後を問わず、兼業については勤務時間外に行うことが当然の前提である。その当然の前提の上で、勤務時間外

の兼業従事であっても、そのことが直接的、間接的に（疲労や職務能率の低下などの悪影響により）本来業務である大学教員としての職務の遂行に支障がないことを求めているのが「営利企業等の従事制限に関する規則」第3条の趣旨である。従って、時間内の兼業を行っている債権者にはそもそも適用されようのない規定である（もともと業務の遂行への支障を考えるまでもなく違法だからである）。

仮に、債権者の主張が勤務時間中（授業等）に目立った支障がなければ、兼業しても構わないというのであれば、それは明らかな暴論であり、到底容認できるものではない。

ウ 同ウについては、上記第2の2(1)ア⑤及び同イのとおりである。

なお、労働基準監督署から債務者に対する「是正勧告」は、疎甲第88号証のとおり、「賃金台帳に労働日数、労働時間数等を記入していないこと。」との指摘について是正を行うようにとの行政指導である。

エ 同エについては、争う。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

① ①は、第1文に記された「通知書説明書」の内容については、正確には、疎甲第78号証のとおりである。第2文以降については認める。

② 同②は否認して争う。

債務者において、債権者だけを差別的に取り扱ってはいない。

債権者についてのみ、兼業従事許可違反や無断欠勤に該当する客観的事実が確認されている。

③ 同③につき、債権者の回答内容が存在することは認め、その内容は争う。

イ 同イは否認して争う。

兼業従事許可違反、無断欠勤は重大な非違行為であり、「軽微な手続的不備」等ではない。

債権者がバイオラボの事情等について縷々述べているが、前述のとお

り、債権者が時間外に勤務することを条件として兼業従事許可を申請しておきながら、その条件を大きく逸脱しているにも関わらず、それを正当化しているのは単なる開き直りにすぎない。債務者が、バイオラボ及びそこでの債権者の勤務状況等を考慮すべき必要は一切無い。

(3) 同(3)は争う。

3 第1の3は否認して争う。

兼業規程の規定に基づいて債務者が職権により債権者に資料の提出を求めたものであり、正当な職務命令である。

債権者は、その正当な職務命令に従わなかったものである。

4 第1の4及び5は争う。

5 第2は争う。

以 上